

## 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

## 告 示

ページ

- 包括外部監査契約の締結 (行政経営推進課) 一
- 地籍調査事業計画の策定 (三件) (地域復興支援課) 一
- 救急医療機関の認定 (医療整備課) 二
- 認証食品の認証 (食産業振興課) 二
- 家畜伝染病の発生 (畜産課) 二
- 保安林の指定の解除の予定 (森林整備課) 三
- 道路の区域変更 (道路課) 三
- 道路の供用開始 (同) 三
- 都市計画決定の図書の写しの縦覧 (都市計画課) 三
- 都市計画変更の図書の写しの縦覧 (六件) (同) 三
- 土地改良区役員の就任の届出 (東部地方振興事務所) 四
- 土地改良区役員の退任の届出 (仙台地方振興事務所) 五
- 土地改良区の定款変更の認可 (大河原地方振興事務所) 五
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意契約の相手方の決定 (障害福祉課) 五
- 宮城県議会の保有する情報の公開に関する条例の施行状況の公表 (労働委員会) 五
- 宮城県労働委員会あつせん員候補者の告示 (正誤) 六

## 告 示

○宮城県公報第二六四七号(平成二十七年四月七日付け) 中

六

○宮城県告示第四百六十三号  
地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の三十六第一項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結したので告示する。  
平成二十七年四月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 包括外部監査契約の期間の始期  
平成二十七年四月六日

二 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法  
基本費用の額並びに執務費用及び実費の額の合算

三 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所  
小池 伸城

四 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法  
概算払

○宮城県告示第四百六十四号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第六条の三第二項の規定により、平成二十七年地籍調査事業計画を次のとおり定めた。  
平成二十七年四月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 調査を行う者の名称及び調査区域

名 称	調 査 区 域
気仙沼市	南町一丁目の一部六単位区域 河原田二丁目一単位区域

二 調査期間

地籍調査費負担金交付決定の日から平成二十七年八月三十一日まで

○宮城県告示第四百六十五号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第六条の三第二項の規定により、平成二十七年地籍

調査事業計画を次のとおり定めた。  
平成二十七年四月十七日

一 調査を行う者の名称及び調査区域  
宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	調 査 区 域
柴田町	成田字寺田等七単位区域

二 調査期間

地籍調査費負担金交付決定の日から平成二十七年六月三十日まで

○宮城県告示第四百六十六号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条の第三第二項の規定により、平成二十七年度地籍調査事業計画を次のとおり定めた。  
平成二十七年四月十七日

一 調査を行う者の名称及び調査区域

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	調 査 区 域
白石市	福岡蔵本字愛宕山②一単位区域 福岡蔵本字中川原一単位区域 小下倉字以保等十八単位区域 小下倉字山岸等二単位区域 郡山字穴口山等九単位区域 小下倉字大久保等二単位区域

二 調査期間

地籍調査費負担金交付決定の日から平成二十八年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百六十七号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。  
平成二十七年四月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限

栗原市立栗駒病院	栗原市栗駒岩ヶ崎松木田十	平成二十七年四月一日	平成三十年三月三十一日
古川民主病院	大崎市古川駅東二一十一	平成二十七年四月十四日	平成三十年四月九日

○宮城県告示第四百六十八号

宮城県認証食品品目認証要綱（平成十七年宮城県告示第九百号）第六条第一項の規定により、認証食品を次のとおり認証した。  
平成二十七年四月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 認証食品

認証番号	品 目	申請者の氏名	製造業者の名称	製造所等の所在地
一三三 一三三	果実等飲 料	加藤果樹園 加藤英明	神宮寺りんご加工婦 人部	巨理郡巨理町逢隈神宮寺字竹の花百七十五一

二 認証年月日

平成二十七年四月十日

○宮城県告示第四百六十九号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。  
平成二十七年四月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 家畜伝染病の種類

ヨ―ネ病

二 畜種

牛（黒毛和種）

三 患者及び疑似患者の区分並びにその頭数

患者 一頭

四 発生の場所又は区域

栗原市

五 発生年月日

平成二十七年四月七日

六 患畜の取扱 い

法令殺

○宮城県告示第四百七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十七年四月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

加美郡加美町字漆沢筒砂子一の六九（国有林）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

○宮城県告示第四百七十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十七年四月十七日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 一般国道

二 道路名 三九八号

三 道路の区域

変更の区間

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
前A	後A	前	六・八	二、九六二・三	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
後B	後B	後	六・八 四七・五	二、九六二・三 二、六九六・〇	
牡鹿郡女川町鷲神浜字荒立八五番一五地先から 同郡同町石浜字崎山八七番一地先まで			一・一 四八・二	二、六九六・〇	

○宮城県告示第四百七十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十七年四月十七日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	泊崎半島線	本吉郡南三陸町歌津字管の浜一五番一地先から同郡同町歌津字管の浜七七番四地先まで	平成二十七年四月十七日

○宮城県告示第四百七十三号

気仙沼市から気仙沼都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十七年四月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 気仙沼都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設

2 名称 朝日町地区一団地の津波防災拠点市街地形成施設

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第四百七十四号

気仙沼市から気仙沼都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十七年四月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 気仙沼都市計画公園

2 名称 二・二・十四号 洪抜川公園

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第四百七十五号

岩沼市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十七年四月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画緑地

2 名称 三号千年希望の丘相野釜緑地

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第四百七十六号

気仙沼市から気仙沼都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十七年四月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 気仙沼都市計画下水道

2 名称 気仙沼市公共下水道

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第四百七十七号

気仙沼市から気仙沼都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十七年四月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 気仙沼都市計画特別用途地区

2 名称 大規模集客施設制限地区

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第四百七十八号

気仙沼市から気仙沼都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十七年四月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

種類 気仙沼都市計画準防火地域

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第四百七十九号

気仙沼市から気仙沼都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十七年四月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

種類 気仙沼都市計画用途地域

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第四百八十号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、石巻市北方土地改良区役員の就任について、次のとおり届出があった。

平成二十七年四月十七日

宮城県東部地方振興事務所 所長 正 木 毅

就任した者

就任年月日	氏名	住 所	役職名



(注) 「その他」とは、宮城県議会情報公開審査会に未だ諮問されていないものを言う。

(2) 件名及び処理状況

異議申立て年月日	件 名	処 理 状 況
	な し	

### 労働委員会

○宮城県労働委員会定員名簿

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第十条の規定により委嘱している宮城県労働委員会あつせん員候補者は、次のとおりである。

平成二十七年四月十七日

#### 宮城県労働委員会

宮 城 県 公 報 第 二 六 五 〇 号

宮城県労働委員会あつせん員候補者名簿

(平成27年4月1日現在)

氏 名	現 職	主 要 経 歴	委 嘱 年 月 日
水 野 紀 子	宮城県労働委員会委員 東北大学大学院法学部教授	東北大学大学院法学部助教授	平26. 4. 1
坂 田 宏	宮城県労働委員会委員 東北大学大学院法学部教授	横浜国立大学経営学部助教授	平26. 4. 1
鈴 木 敏 明	宮城県労働委員会委員	宮城県労働委員会事務局長	平26. 4. 1
照 井 克 洋	宮城県労働委員会委員	弁護士	平26. 4. 1
岡 崎 貞 悦	宮城県労働委員会委員	弁護士	平26. 4. 1
山 崎 透	宮城県労働委員会委員 日本労働組合総連合会宮城県連合会会長	電機連合トーマソン労働組合中央執行委員長	平26. 4. 1
菅 原 厚	宮城県労働委員会委員 日本労働組合総連合会宮城県連合会副事務局長	宮城交通労働組合書記長	平26. 4. 1
布 間 き み よ	宮城県労働委員会委員 宮城県労働組合総連合会副議長	全労連・宮城一般労働組合副執行委員長	平26. 4. 1

富 永 信 明	宮城県労働委員会委員 JAセブン宮城県支部長	UIセブン同盟宮城県支部支部長	平26. 4. 1
小 出 裕 一	宮城県労働委員会委員 日本労働組合総連合会宮城県連合会事務局長	日本労働組合総連合会宮城県連合会仙台地域協議会議長	平26. 4. 1
今 野 敦 之	宮城県労働委員会委員 株式会社ユーメディア代表取締役会長	宮城県印刷工業組合理事長	平26. 4. 1
岡 崎 智 政	宮城県労働委員会委員	株式会社三陸河北新報社代表取締役社長	平26. 4. 1
大 内 栄 治	宮城県労働委員会委員 公益財団法人宮城県労働関係団体事務局長	株式会社七十七銀行取締役	平26. 4. 1
熊 坂 仁	宮城県労働委員会委員 東北電力株式会社人財部部長	東北電力株式会社八戸営業所長	平26. 4. 1
高 橋 清 明	宮城県労働委員会委員 一般社団法人宮城県経営者協会専務理事	東北電力株式会社岩手支店副支店長	平26. 8. 1
武 藤 伸 子	宮城県労働委員会事務局長		平26. 4. 1
伊 丹 相 治	宮城県労働委員会事務局次長兼 総務課長		平27. 4. 1
小 松 直 子	宮城県労働委員会事務局参事兼 審査調整課長		平26. 4. 1

### 正 副

○宮城県公報第二六四七号（平成二十七年四月七日付）中

正 副

正 副

正 副

正 副

正 副

正 副

正 副

正 副

正 副

正 副

正 副

石巻市魚町二丁目一十六番内四番三

角点石巻漁港

角点石巻漁港

角点石巻漁港

角点石巻漁港

角点石巻漁港

角点石巻漁港

角点石巻漁港

角点石巻漁港

角点石巻漁港